

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、迅速な意思決定と業務執行に対する監督機能に重点を置き、透明性を高めるとともに経営環境の変化に迅速、且つ柔軟に対応できる体制の確立に努めております。さらに社内への法令遵守の意識教育を徹底し、企業倫理に根ざした事業活動を推進することにより、企業としての信頼性の確保に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1 - 2 - 2】

当社は、株主の皆様へ、総会議案を十分に検討していただけるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保する観点等も考慮しつつ、その早期発送に努めております。

株主総会招集通知の自社ホームページでの招集通知の電子的公表につきましては2019年3月期においては、招集通知発送の5日前に実施いたしましたが、今後、より早期の電子的公表につきましても対応を検討してまいります。

【補充原則 1 - 2 - 4】

当社は、株主の皆様へ議決権行使の機会を平等に設けることの重要性を認識しており、現在の株主構成等を踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳等につきましては、今後の検討課題としております。

今後、機関投資家や海外投資家の比率等、株主構成の状況を勘案し、必要な施策の導入について検討してまいります。

【補充原則 3 - 1 - 2】

当社では、英語版のホームページを開設することにより、海外投資家の皆様等へ英語での情報提供に努めております。

英語版の招集通知の作成を含め、英語での情報の開示・提供の拡大につきましては、今後、海外投資家の比率等も踏まえ、必要な施策の導入について検討してまいります。

【補充原則 4 - 1 - 2】

当社では、取締役会での中長期の方針に関する議論によって各取締役へ中長期の経営戦略・ビジョンが共有されております。

各事業年度においては、中長期の経営戦略・ビジョンに基づいて策定した単年度計画を決算短信等で公表しており、その進捗については、取締役会において、毎月、計画と実績の差異について、十分な分析及び評価を行ったうえで以後の施策について審議を行っております。分析・評価の結果及び施策等については、四半期ごとの決算短信、四半期報告書により開示するとともに、年2回開催しております決算説明会においてその概要等を報告しております。

【補充原則 4 - 2 - 1】

経営陣の報酬については、単年度の業績を基本に、株主総会承認の枠内で、支給しております。

なお、中長期の方針の中で単年度計画が策定されており、その進捗状況を反映した業績評価を行っております。

今後も、持続的な成長に向け、当社にとって最も適切な報酬制度を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1 - 4 政策保有株式】

当社グループは、取引先等との良好な取引関係を構築・維持し、紐帯を強化すること等を目的として、株式を取得・保有する場合があります。保有する株式については、個別銘柄毎に、定期的、継続的に保有の必要性を検証し、その必要性が乏しいと判断される銘柄を中心に縮小を図ります。一方、ビジネスのメリットが認められる銘柄については、保有を継続いたします。

また、議決権の行使についてはその企業の業績を踏まえ、経営戦略が企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するか等を総合的に勘案し、議案の賛否を決定いたします。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、会社及び株主共同の利益を害することのないように、会社法、金融商品取引法及びその他法令並びに東京証券取引所が定める規則に従い、取締役会で監視しております。

なお、関連当事者間取引の実行について取締役会の事前承認を求めるとともに、全役員から定期的に関連当事者間取引に関する確認書を提出していただき取締役会による監視の実効性を担保しております。

【原則 2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社においては、本報告書の更新日現在、企業年金に該当するものではありません。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、人間の生活の根幹となる「食」を提供する企業として、“常にお客様の立場に立って考動すること（考え、自ら行動すること）” “改革に努め前向きに考動すること” お客様の健康と満足を願い、“より安全な「食」を追及すること” を理念としております。

「食」に対する「安心」「安全」の信頼が大きく揺らいでいる現代社会において、私たちは、お客様に真の「安心」「安全」をお届けするために、自社の研究所での検査体制の強化や、品質へのこだわりを通して、「自慢できる品質」の創造へ努力を続けております。

また、健康志向や高齢化社会といった、時代の変化にも柔軟に対応し、健康に留意した商品の開発をはじめ、一人暮らしのお年寄りや、宅配を必要とする方々へのケータリングサービスの強化など、ニーズに応えられる体制をいち早く整えております。

「食」に関わるさまざまなサービスを通して、お客様の生活に役立つ企業として地域社会に貢献するとともに、「安心」「安全」を基本とした、さらなる価値の創造を目指してまいります。

当社および当社グループ各社の経営理念等につきましては、各社のウェブサイトにも掲載しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、迅速な意思決定と業務執行に対する監督機能に重点を置き、透明性を高めるとともに経営環境の変化に迅速、かつ柔軟に対応できる体制の確立に努めております。さらに社内への法令遵守の意識教育を徹底し、企業倫理に根ざした事業活動を推進することにより、企業としての信頼性の確保に取り組んでおります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社では、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、当社社内規定に基づき、取締役の報酬は、会社の業績や各取締役の職責実績等を考慮のうえで取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および経営陣幹部の選任については、本人の能力、知識、経験、業績等を踏まえ、経営者としての視点をもって、当社グループの発展に寄与できる人物を指名しております。

監査役の選任については、様々な専門的知見を有し、会社の業務執行の適法性や妥当性について、多角的かつ中立的な観点から監査を行うため指名しております。

取締役候補者、監査役候補者の指名および経営陣幹部の指名には、代表取締役が人事案を作成し、取締役会の承認を得て、株主総会にて選任することとしております。

取締役、監査役および経営陣幹部を解任すべき事情が生じた場合には、適時審議を行い、その解任を取締役会の承認を得て、株主総会にて解任することとしております。なお、取締役、監査役の選解任は会社法等の規定に従って行います。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役、監査役の各候補者は、上記の方針・手続に従って選定されております。

取締役、監査役の各候補者の個々の選解任理由については、各候補者の経歴等と併せて、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【補充原則 4 - 1 - 1】

当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議を要する事項を、法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項の三つに区分して定めるとともに、それ以外の事項については、「職務権限および決裁手続規程」に基づき、取締役に業務を委任することができる旨を定め、意思決定の迅速化を図っております。

【原則 4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、持ち帰り弁当事業、店舗委託事業の創業企業である当社グループを理解している独立社外取締役を選任しております。独立社外取締役の客観的かつ独立的な立場から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行うことにより、独立社外取締役としての責務は十分に果たされております。

今後、当社を取り巻く環境の変化等により、独立社外取締役をさらに増員する必要が発生した場合につきましては、必要に応じて対応を検討してまいります。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって、会社法及び東京証券取引所が定める基準等を参考に、独立性に関する基準および方針を下記のように定めております。

取引額は、年間取引額(連結)の2%以内であること

報酬額は、過去5年間に年間報酬額10百万円以内であること

グループの取締役の2親等以内に該当しないこと

発行済株式数の10%以上の所有者に該当しないこと

融資額、寄付額ともに年間1百万円以内であること

【補充原則 4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、営業・管理等の各部門に精通し、知識・経験・能力を十分に有する社内出身の取締役及び会計・法務等に関する高い見識・豊富な経験を有する独立社外取締役で構成することを基本方針とし、定款により取締役の数を10名以内としております。

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が、当社の事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことが出来るものとなるよう努めております。

【補充原則 4 - 11 - 2】

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」の事業報告および株主総会参考書類に記載しております。

また、「有価証券報告書」の「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (2)役員の状況」にも記載しております。

なお、取締役会、監査役会の日程につきましては、社外役員の日程調整をはかり、取締役及び監査役の業務に支障がないよう配慮したうえで、年間の計画を策定しております。他の上場会社の役員を兼任する場合にも、その役割、責務の遂行に必要な時間等の確保に努めております。

【補充原則 4 - 11 - 3】

取締役会は月1回および臨時にて開催され、業務執行にかかわる重要事項が機動的に決定、および、報告されております。その際、社外取締役の専門的見地からの意見が述べられるなど各役員の活発な議論が行われております。

以上から、取締役会としての実効性が十分に確保されていると評価しております。

取締役会の自己評価等の仕組み、さらには取締役会全体の実効性の分析および評価については、今後もそのありかたの検証を進め、その結果の概要等の開示についても検討してまいります。

【補充原則 4 - 14 - 2】

当社では、十分な識見を有する方を取締役・監査役に選任していると考えております。

取締役および監査役には、当社グループの事業、当社グループの属する業界に関する理解や、取締役・監査役に期待される役割および法的な職責についての理解をより深めるため、各社・各部門からの説明や視察機会の設定、社内外で実施される研修への参加機会の設定等、必要に応じた自己研鑽の支援を行うこととしております。

[原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、IR担当役員のもと窓口を設けて、株主の皆様からの対話に応じる体制を整備しております。
また、決算会社説明会を、年2回、大阪及び東京で開催し、報道機関を通じて情報を提供しています。
加えて、年次報告書・中間報告書の発行により、情報開示を充実させ、株主の皆様との建設的な対話を促進し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様理解を深めて頂くよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ライラック	4,012,497	36.39
株式会社こやの	508,800	4.61
株式会社麻生	486,700	4.41
青木 達也	330,380	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	329,900	2.99
株式会社につぱん	210,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	188,600	1.71
日本ハム株式会社	109,200	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	92,500	0.83
ハークスレイ取引先持株会	86,270	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西関 善次	税理士											
酒井 豊	その他											
道畑 富美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西関 善次	○	西関善次氏が代表であります聖光税理士法人と当社との間で顧問契約を締結しておりますが、当社とのそれ以外の人的及び資本的関係その他の特別な利害関係はありません。	税理士として豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え、選任しております。 同氏は、当社が定めております独立役員選定の基準および株式会社東京証券取引所が定める要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

酒井 豊	○	酒井豊氏は、堂島不動産株式会社の代表取締役であります。当社と堂島不動産株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。	長年にわたる公職での豊富な経験と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任しております。 同氏は、当社が定めております独立役員選定の基準および株式会社東京証券取引所が定める要件を満たしており、一般株主と利益相反取引を生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
道畑 富美	○	道畑富美氏は、(株)カサクリエティブネットの取締役、Foodbiz-net.comの代表及び(株)Global Product Explorer Japanの代表取締役であります。当社と(株)カサクリエティブネット、Foodbiz-net.com及び(株)Global Product Explorer Japanの間には重要な取引その他の関係はありません。道畑富美氏の戸籍上の氏名は、笠本富美であります。	長年にわたる「食」に関わる事業において豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任しております。 同氏は当社が定めております独立役員選定の基準および株式会社東京証券取引所が定める要件を満たしており、一般株主と利益相反取引を生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画の基本的事項についての意見交換や内部統制の評価等の重要事項についての情報交換を実施しております。
内部監査については、内部監査室において当社およびグループ会社に対する業務監査を実施しており、監査結果は毎月社長に報告し、重要事項については当社監査役に対しても都度報告を実施し、連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田 昌作	他の会社の出身者													
鈴鹿 良夫	税理士													
辻本 健二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田 昌作		――	森田昌作氏は、財務及び会計に相当の知見を有しており、また金融機関出身者として専門的見地から、当社の各所管部署を幅広く検証していただけるものと考え社外監査役に選任しております。
鈴鹿 良夫	○	――	鈴鹿良夫氏は、過去に国税局、税務署長を歴任した豊富な経験、知見を当社の監査に反映していただけるものと考え社外監査役に選任しております。又、当社と鈴鹿良夫氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
辻本 健二	○	――	辻本健二氏は、生産性向上・労使関係等に関する深い知識と経験を有しており、当社の監査に反映していただけるものと考え社外監査役に選任しております。又、当社と辻本健二氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の選任にあたっては、以下の内容の当社基準に基づいております。
なお、当社が設定しております同基準は以下のとおりです。
一、取引額の設定 年間取引額(連結)の2%以内であること
一、報酬額の設定 過去5年間に年間報酬額10百万円以内であること
一、関連当事者の設定 グループの取締役の2親等以内に該当しないこと、発行済株式数の10%以上の所有者に該当しないこと
一、寄付、融資等 融資額、寄付額ともに年額1百万円以内であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の業績向上に対する意欲、士気を高め、更なる業績向上を図ること、また当社の監査役の適正なる監査への意識の向上を図ることを目的として、平成27年6月23日開催の第37期定時株主総会において、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することが決定いたしました。
また、令和元年6月19日開催の第41期定時株主総会において、当社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することが決定いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しては業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、当社の監査役並びに当社子会社の監査役に対しては適正なる監査への意識向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を実施するため、新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の区分ごとに役員報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは配置しておりませんが、社外取締役は経営企画室、社外監査役は内部監査室を対応窓口として対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会は、現在6名の取締役(うち社外取締役3名)で構成され、月1回定時取締役会を、また必要に応じて都度取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。また、3名の監査役(うち社外監査役3名)は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳粛な監視を行っております。公認会計士による会計監査は、協立監査法人に委嘱しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。また、弁護士からも適宜アドバイスを受けております。

■コーポレート・ガバナンス体制

1. 取締役会は、6名の取締役で構成されています。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する討議を行っております。また、取締役、所管部長の出席によって毎週開催される戦略会議におきましては、事前審議や経営全般に関する様々な事項について討議を行っております。
2. 監査役会は3名(うち社外監査役3名)で構成されています。特に常勤監査役は取締役会や各所管部署を幅広く検証し、経営の妥当性など、コンプライアンスに関して適宜助言、提言行っております。
3. 内部監査室は2名で構成されています。社長直轄の部署として機能しており、社長からの特命事項に対する監査のほか、各部門における重要稟議事項、社内規程の遵守状況、店舗などの監査を担当しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のとおり、社外取締役および社外監査役を複数選任することにより経営監督機能の充実を図っており、現在のガバナンス体制が最適であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、記載内容の正確性を担保する観点にも留意しつつ、株主総会開催日の2週間前の発送とするとともに、発送前のWEB開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方々に、ご出席いただけるよう例年集中日を回避した開催日といたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、1年に1回程度以上を目途に個人投資家向けの説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内機関投資家や証券アナリストの方々に対象に決算説明会を東京及び大阪にてそれぞれ年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算・財務情報や説明会資料、IRイベントに関する今後の予定など、タイムリーな開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者を配置し、タイムリーでフェアな情報開示に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	主要なステークホルダーに対して責任を果たすため、当社は社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、公平・公正で倫理的に正しい行動を最優先し、社会の誰からも信頼される会社を目指します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムとは、リスク管理、法令遵守、業務効率化、適正な財務報告などの会社の目的を達成するために、経営活動に携わる人々の行動を統制する仕組みであり、またこのシステムは組織全体にわたるものであり、組織の構成員全員が参加するシステムであると認識しております。

当社ではこの統制システムの整備及び運用において、組織規程に基づき各組織を配置するとともに、業務権限が集中しないよう組織を構成しております。また意思決定に際しては職務権限および決裁手続規程などに基づいた運用、承認の手続きを実施しております。

なお当社では取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要を下記のとおり策定しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念や役員職務規程のもと、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理・秘密保持規程、内部者取引防止規程に基づきその保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程において、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に沿ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理連絡協議会メンバー及び弁護士等を含む外部アドバイザーをもって迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細についての定めによるものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・マニュアルを定める。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ると共に、必要に応じて各担当部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社及び関連会社（以下「関係会社」といいます）において、当社グループ経営に重大な影響を与える事態が発生した場合又はそのおそれがある場合の対策組織の編成方法を整備し、有事の対応を迅速に行うことで、損害・影響が最小となるよう努めます。

(2) 関係会社の経営における自主自立を尊重しつつ、一方で、グループ全体の連帯性の強化も図ることによって、グループ全体の拡大発展が遂げられるよう、関係会社管理規程に基づき、関係会社運営のための指導にあたります。

(3) 関係会社の取締役等の職務執行に係る事項が、随時当社に報告されるよう、関係会社管理規程に基づいて、重要事項について子会社に決裁や報告を求めます。

(4) 関係会社の取締役や使用人等が、関係会社における法令・定款違反行為を発見した場合には、社内通報先である当社内部監査室や、社外通報先である弁護士事務所に相談・通報できる内部通報制度を設けて運用します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、その者の評価は監査役が行い、任命、解任、人事異動、賃金などの改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めたり、内部監査室に調査を要請することができるものとする。監査役に法令違反行為などを通報または相談をする報告者が不利な取り扱いを受けないよう運用することとする。監査役の職務に関する費用請求に対し、明らかにその職務執行に必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担し速やかに前払いまたは償還に応じる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制推進委員会を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社及びグループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本的考えとする。

危機管理規程に基づき、管理本部を統括部とし、情報を一元化し迅速に的確な対応をするとともに、弁護士、警察官と共に連携し、組織的に対応できる体制とする。

